# 林業イノベーション推進支援事業実施要領

公益社団法人　静岡県山林協会

## 第１　趣旨

公益社団法人静岡県山林協会（以下「山林協会」と言う。）は、静岡県における県土の保全と山村の振興を図るため、林業イノベーションの推進を行う地域の取組に対し活動費を交付するものとし、その交付にあたっては、この要領の定めによる。

## 第２　事業の目的

航空レーザー計測やドローン活用及びＩＣＴ等の先端技術を活用した、木材供給力の拡大や、主伐・再造林の推進、流通改革等による林業イノベーション推進の取組を、予算の範囲内で支援することにより、森林資源の循環利用による林業の成長産業化を促進する。

## 第３　実施主体

林業イノベーション推進に取り組む、県、市町、地域の森林所有者及び林業経営体に加え、航空レーザー計測やドローン活用などの先端技術を有する企業等により組織する林業イノベーション推進地域協議会及びこれに準ずる団体で山林協会会長が適当と認めるもの

## 第４　事業区分

林業イノベーション推進に資する次の事業

（１）林業イノベーションの普及啓発

ア　高精度な森林資源情報に基づく生産適地の把握及び地位特定に向けたモニタリング等

イ　森林施業の効率化・省力化による生産性及び安全性の向上

ウ　その他

（２）林業イノベーションに関する調査研究

（３）山林協会会長が認める事業

第５　対象とする経費

事業を実施するのに必要な次の経費とする。

| 区分 | 摘要 |
|---|---|
| １　謝金 | 専門的知識の提供などに対する謝礼に必要な経費 |
| ２　旅費 | 専門的知識の提供者などの交通・宿泊に必要な経費（日当・食費は含まない） |
| ３　需用費 | |
| （１）消耗品 | 文献、書籍、原材料、消耗品（救急医薬品、安全装備等）等 |
| （２）印刷製本費 | 資料、図面、パンフレットなどの印刷・コピー、製本に必要な経費 |
| ４　通信運搬費 | 郵便料、諸物品の運賃の支払いなどに必要な経費 |
| ５　借上料 | 会場、用具、マイクロバス、トラックなどの借上に必要な経費 |
| ６　保険料 | 参加者などの傷害保険などに必要な経費 |
| ７　委託料 | 専門的知識を有する者などに調査研究、活動の実施を委託するのに必要な経費<br>ただし、この要領第４（１）を除く |
| ８　その他 | 山林協会会長が認める必要な経費 |

附則　この要領は、令和２年９月 25 日から施行する。

この要領は、令和５年７月 18 日から施行する。